

区立学校における働き方改革推進プラン

(令和6年度～令和10年度)

墨田区教育委員会

目 次

| | |
|--|----|
| はじめに | 2 |
| I 前プランの概要と目標の達成状況 | 3 |
| II 前プランにおける主な取組 | 4 |
| III 教員の超過勤務の状況 | 6 |
| IV 前プランにおける取組の総括 | 9 |
| V プラン改定の基本的な考え方 | 10 |
| VI 学校における働き方改革の目標 | 11 |
| VII 働き方改革推進のための取組 | 13 |
| 取組1 在校時間等の適切な把握と管理 | 13 |
| 取組2 教員の意識改革の推進 | 13 |
| 取組3 教員業務の見直しと業務改善の推進 | 14 |
| 取組4 教員を支える人員体制の確保 | 20 |
| 取組5 部活動の負担軽減 | 25 |
| VIII 取組の周知と検証 | 26 |
| | |
| 《参考》 | |
| ◎ 検討の経過 | 27 |
| ◎ 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン概要 (文部科学省) | 29 |
| ◎ 学校における働き方改革推進プラン(東京都教育委員会)【抜粋】 | 30 |
| ◎ 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言) 【概要】(中央教育審議会) | 32 |

はじめに

近年、教育課題の複雑化・多様化や学校を取り巻く環境の変化等により、小・中学校教員の長時間勤務が深刻な問題となっています。

問題は、主に次の三点が挙げられます。

第一は、教員自身のワーク・ライフ・バランスや心身の健康そのものが損なわれてしまうことです。

第二は、教員の心身の健康が損なわれることによる教育の質の低下です。教員が心と体と時間に余裕を持つことで、子どもと向き合う時間を確保することができます。

すなわち、働き方改革を推進することで、ゆとりをもって授業の準備や教材研究、児童・生徒一人ひとりに対して丁寧に対応することができます。そうすることで、教育の質の維持・向上につながるものと考えます。

第三は、教員不足の懸念です。令和5年度実施の公立学校教員の採用試験の倍率が過去最低を記録したとの報道がありました。これは、教員の長時間勤務などに対して、教職を目指す学生が教員の労働環境に不安を感じていることが要因の一つと言われています。

教員の働く環境を改善することで、教員人材の確保にもつながり、長期的にも教育の質の維持・向上、すなわち子どもの教育環境向上に寄与するものと考えます。

以上のことから、学校における働き方改革は非常に重要となります。

墨田区教育委員会（以下「区教育委員会」という。）では、平成31年3月に「区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、このプランに基づき、学校における働き方改革に向けた様々な取組を推進してきましたが、前プランの計画期間が令和5年度をもって満了することから、これまでの取組を検証するとともに、社会情勢の変化等に対応するため、これまでの取組を継承しつつも、更なる取組の改善、充実を図るために改定するものです。

今後も、本プランに基づき様々な働き方改革推進の取組を実施していくことで、将来を担う子どもたちが、安心して学校に通い、楽しく健やかに学ぶために、全ての区立学校の教員が一人ひとりの児童・生徒に向き合い、きめ細やかな指導や教育活動を行える環境の整備に努めていきます。

I 前プランの概要と目標の達成状況

区教育委員会が平成31年3月に策定した前プランの概要と目標の達成状況は次のとおりです。

1 前プランの概要

- (1) 策定期期
平成31年3月
- (2) 計画対象期間
平成31年度から令和5年度
- (3) 策定目標
教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図っていく。
- (4) 取組内容
5つの取組（方針）に基づく40の具体的取組を実施

2 前プランにおいて掲げた目標の達成状況

**【当面の目標】
週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする（※）**

※上記でいう週当たりの在校時間が60時間とは、月当たりの時間外勤務がおおむね80時間となる状態を週当たりに換算したものの。

<週当たりの在校時間が60時間を超える教員の割合>

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標値 |
|-----|-------|-------|------|
| 小学校 | 2.9% | 2.1% | 0.0% |
| 中学校 | 6.3% | 5.3% | 0.0% |

Ⅱ 前プランにおける主な取組

前プランでは区立学校における働き方改革を推進するために様々な取組を進めてきました。その主な取組は次のとおりです。

<取組1 在校時間の適切な把握と意識改革の推進>

・出退勤管理システムの導入（令和2年度～）

⇒教職員の在校時間等を可視化することが可能になり、職員ごとの勤務状況の把握が可能となった。

・長時間勤務に対する意識改革

⇒在校時間等の結果を各校に通知し、業務改善等の意識改善につなげた。

・学校閉庁日の設定（夏季休業：令和元年度～、冬季休業：令和2年度～）

⇒学校閉庁日の取組が定着し、休暇が取りやすい環境づくりが進んだ。

・ストレスチェックの充実（平成28年度～）

⇒ストレスチェックの有効活用により、本人のストレス状況の気付きを促すことができた。

<取組2 教員業務の見直しと業務改善の推進>

・学校事務の共同実施（令和5年度中に全ての共同事務室の設置完了予定）

⇒学校事務を集中処理することで、事務の正確性や効率化を推進するとともに、職員の育成を図った。

・時間外における学校の対外的対応の見直し

⇒【勤務時間外の留守番電話機能の導入】（令和元年度～）

課題であった勤務時間外の電話対応が減少し、業務に集中できる職場環境が整備された。

【自動応答・欠席連絡システムの導入】（令和4年度～）

勤務時間内外を問わず、保護者からの欠席連絡をシステムで受け付けることが可能となり、電話対応が減少した。令和4年度は、全体で約7,516時間（※）の勤務時間が縮減された。

（※1件当たり3分を要すると仮定した場合の試算。1校当たり約215時間の縮減）

・学校への調査等の縮減

⇒調査等について内容を精査し、廃止できるものは廃止し、調査件数を縮減した。また、校長印等を廃止できる書面は押印を廃止し、回答や申請書類をメールで提出できるよう見直しを行った。

<取組3 教員を支える人員体制の確保>

・スクール・サポート・スタッフの活用（平成30年度～）

⇒教員に代わって資料作成や授業準備等の業務を行うスクール・サポート・スタッフを配置。現在は全小・中学校に配置している。配置前後において、区全体で週当たり約2,900時間の勤務時間が縮減された。

・スクールソーシャルワーカーの効果的活用（平成21年度～）

⇒不登校やヤングケアラー等子どもが抱える様々な課題を解決に導くため、教育と福祉をつないで援助するスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置した。現在は5名派遣、SSWの増員とともに派遣時間数の拡充を進めた。

・ICT支援員による巡回訪問（平成22年度～）

⇒学校のICTの利活用に関する支援を行うICT支援員を配置した。また、令和3年1月に配備された児童・生徒用タブレット端末を効果的・効率的に活用するため、GIGAスクールサポーター及びGIGAスクール支援員を配置し、支援を充実させ、教員の負担の軽減を図った。

・スクールカウンセラーの活用（平成19年度～）

⇒児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて、子どもの心理に関する支援を行うスクールカウンセラーを全小・中学校に配置した。

<取組4 部活動の負担軽減>

<取組5 保護者・地域社会への理解促進>

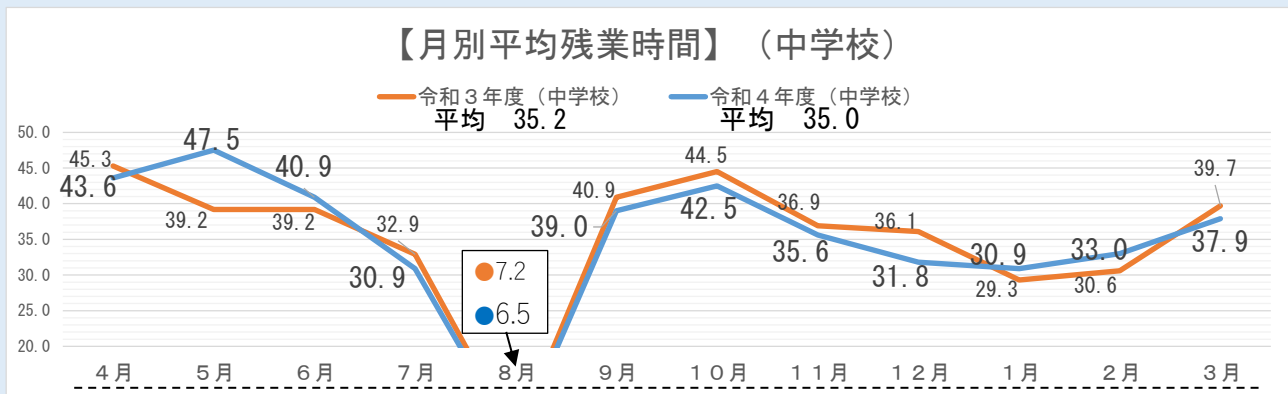
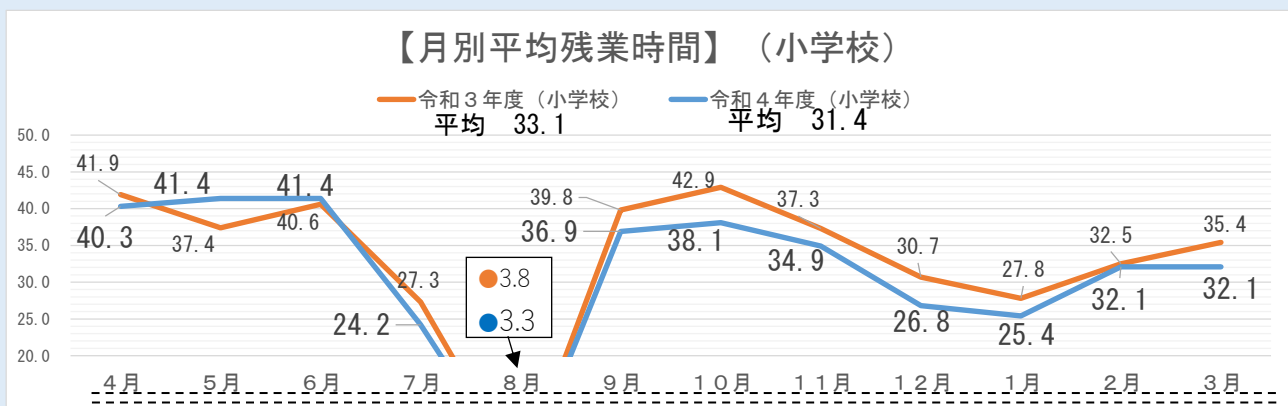
⇒部活動の外部指導員の活用や地域移行、教員の働き方改革に対する保護者や地域住民等への理解・協力の促進に係る取組も実施し、教員の負担の軽減を図った。

Ⅲ 教員の超過勤務の状況

1 学校別時間外勤務時間（令和3年度及び令和4年度比較）

令和4年度は、多くの月で令和3年度よりも減少しています。特に、9月から12月の期間は、全体的に減少効果が表れています。また、年度平均についても減少しています。

【月別平均残業時間】（令和3年度及び令和4年度比較）



2 月当たりの時間外在校等時間が45時間及び80時間を超える教員の割合

令和4年度に月45時間及び月80時間を超えて時間外勤務をしている教員の割合は、令和3年度と比較すると減少しています。

しかし、過労死ラインと言われている月80時間を超えて時間外勤務をしている教員は、小学校、中学校ともに、依然としてゼロにはなっていません。

また、文部科学省が公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインで示した上限時間数である月45時間を超えて時間外勤務をしている教員も一定割合いる状況です。

このため、引き続き区立学校における働き方改革推進の取組が求められます。

<墨田区>

【月45時間を超える割合】

<令和3年度実績> 小学校：27.8% 中学校：35.2%

<令和4年度実績> 小学校：26.9% 中学校：34.6%

【月80時間を超える割合】

<令和3年度実績> 小学校：2.9% 中学校：6.3%

<令和4年度実績> 小学校：2.1% 中学校：5.3%

(出典：墨田区教育委員会事務局庶務課調べ)

参考

<東京都>

【月45時間を超える割合】

<令和4年10月実績> 小学校：39.0% 中学校：48.6%

【月80時間を超える割合】

<令和4年10月実績> 小学校：3.6% 中学校：9.8%

(出典：東京都教育委員会「令和4年度の学校における働き方改革について」)

<国>

【月45時間を超える割合（教諭等）】

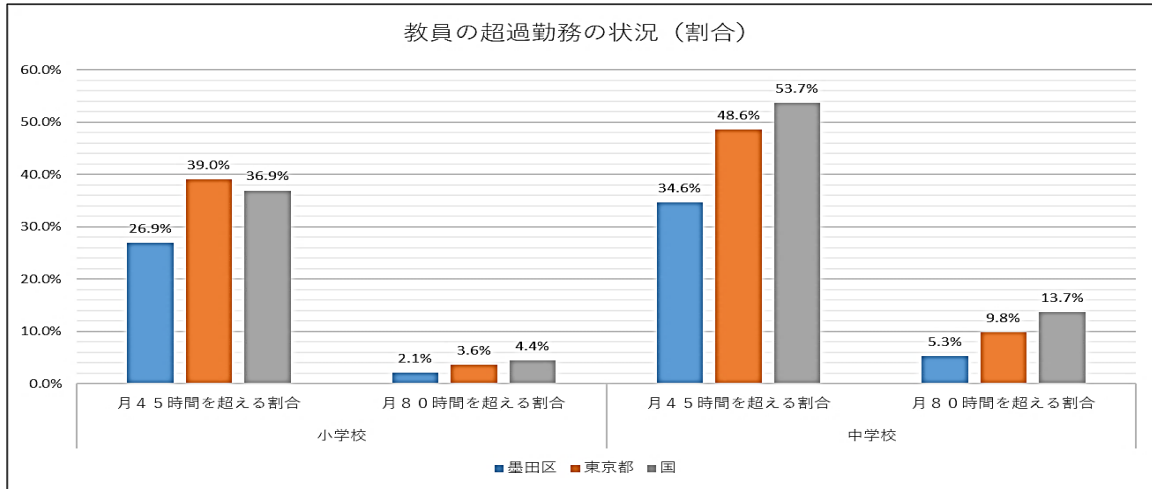
<令和4年4～7月実績> 小学校：36.9% 中学校：53.7%

【月80時間を超える割合（教諭等）】

<令和4年4～7月実績> 小学校：4.4% 中学校：13.7%

(出典：文部科学省「令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」)

<教員の超過勤務の状況（割合）比較（国、都、区）>（令和4年度実績）



Ⅳ 前プランにおける取組の総括

区教育委員会では、区立学校における働き方改革推進に向け、前プランに基づき様々な取組を行ってきたため、超過勤務時間は減少傾向にあり、着実に効果が現れ始めています。

具体的には、出退勤管理システム、自動応答・欠席連絡システム、勤務時間外の留守番電話機能等の導入やスクール・サポート・スタッフ、スクールソーシャルワーカー、すみだスクールサポートティーチャーの配置・活用等、システム面や人材面で様々な支援を行ってきた成果であると思われます。

しかし、前プランで掲げた「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」(※)という目標の達成には至っていません。

令和4年度においても、小学校では2.1%、中学校では5.3%の教員が月当たり80時間を超えて時間外勤務をしている状況です。

この結果を重く受け止め、引き続き取組を継続し、区立学校における働き方改革を推進していく必要があります。

※上記でいう週当たりの在校時間が60時間とは、月当たりの時間外勤務がおおむね80時間となる状態を週当たりに換算したものの。

V プラン改定の基本的な考え方

1 区立学校における働き方改革推進プラン改定の目的

区教育委員会では、前プランに基づき、学校における働き方改革の推進に向けて様々な取組をしてきましたが、令和5年度をもって前プランの計画期間が満了するため計画を改定します。

改定に当たっては、前プランの考え方を踏襲しつつ、学校現場からの意見を集約することで、学校現場の状況を踏まえながら、教育環境の変化、国・都等の動向、社会情勢等の変化等に対応した、より実効性のある効果的な内容のプランに改定し、引き続き区立学校における働き方改革を推進していきます。

また、区立学校における働き方改革を推進するとともに、「こどもまんなかすみだ」(※)の実現に向け、より効率的な教育活動を通して、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保する取組を実施します。

※「こどもまんなかすみだ」とは、子どもの最善の利益を優先するまち、切れ目ない子ども・子育て支援が充実し、笑顔があふれているまちのこと。

2 本プランの位置付け

本プランは、都教育委員会策定の「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境の整備により、学校教育の質の維持向上を図っていくことを目的としています。

区教育委員会が定める実行計画であり、本プランにより、区立学校における働き方改革を着実に推進していきます。

目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に学校の働き方改革に取り組んでいきます。

なお、区立幼稚園教員についても、教員の長時間勤務の是正に向けて、本プランの趣旨に基づき、働き方改革を進めていきます。

本プランの目的

教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図っていく。(継続)

VI 学校における働き方改革の目標

東京都教育委員会が実施している都内公立学校教員の勤務状況調査（「学校における働き方改革について」より引用）では、月当たりの時間外勤務時間が80時間（※）を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在するなど、教員の長時間勤務の実態が明らかになりました。

令和元年度から令和4年度までの比較では、割合は減少しているものの、依然として教員の長時間勤務の解消が喫緊の課題となっています。

※月当たりの時間外勤務80時間とは、週当たりの在校時間60時間に相当する。

【都内公立学校教員の勤務状況】

（東京都教育委員会「学校における働き方改革について」より引用）

＜月当たりの時間外勤務時間が80時間以上の教諭の割合＞

| | 小学校 | 中学校 |
|-------|------|-------|
| 令和元年度 | 7.0% | 14.1% |
| 令和2年度 | 9.2% | 16.1% |
| 令和3年度 | 5.9% | 12.3% |
| 令和4年度 | 3.6% | 9.8% |

※ 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）

※ 都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は、42時間30分（休憩時間含む。）

上記調査結果については、本区の区立学校においても同様の実態が見受けられ、本区としても課題解決に向けた取組が求められています。

厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」によれば、月当たりの時間外勤務がおおむね45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1か月間に100時間又は2か月から6か月間平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされています。

このような状況を踏まえ、区教育委員会では、平成31年3月に策定した前プランにおいて、都教育委員会が掲げる都立学校及び小・中学校の共通目標を共有し、「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」ことを目標として設定しました。

今回の改定に当たっても、勤務時間の管理の実情等を踏まえ、引き続き以下のとおり目標を設定します。

【目標①】
週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。
 ※週当たりの在校時間60時間とは、月当たりの時間外勤務80時間に相当する。

また、文部科学省は、平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、超過勤務の上限について、「月当たり45時間及び年当たり360時間以内」と設定しました。

そのため、文部科学省が定めた目標値の実現を目指し、以下のとおり目標を設定し、将来的には、週当たりの在校時間が50時間を超える教員ゼロを目指します。

【目標②】
週当たりの在校時間が50時間を超える教員を全体の20%以下にする。
 ※週当たりの在校時間50時間とは、月当たりの時間外勤務45時間に相当する。

さらに、勤務時間以外の指標として、ストレスチェックの結果を活用します。区教育委員会では区立小・中学校の常勤・再任用教職員を対象に、教職員自身がストレス状態等を正しく把握することで、メンタル不調を未然に防ぎ、心身ともに健康な職場づくりを推進することを目的として、ストレスチェックを実施しています。主観的な指標として、ストレスチェックで高ストレスと判定された教員の割合を減少させることを目指し、以下の目標を設定します。

【目標③】
ストレスチェックの高ストレス者の比率を全体の5%以下にする。

＜参考＞教職員ストレスチェック

| | 「高ストレス者」の比率 | | | |
|--------|-------------|-------|-----------|-------|
| | 全体 | | 男性(人数：比率) | |
| | 人数 | 比率 | 女性(人数：比率) | |
| 平成30年度 | 122人 | 13.4% | 61人 | 15.4% |
| | | | 61人 | 11.8% |
| 令和元年度 | 156人 | 16.7% | 74人 | 18.7% |
| | | | 82人 | 15.3% |
| 令和2年度 | 123人 | 13.5% | 57人 | 14.3% |
| | | | 66人 | 12.9% |
| 令和3年度 | 125人 | 12.5% | 59人 | 13.8% |
| | | | 66人 | 11.5% |
| 令和4年度 | 126人 | 11.0% | 51人 | 11.4% |
| | | | 75人 | 10.7% |

VII 働き方改革推進のための取組

区立学校における働き方改革を推進するため、以下の取組を実施します。

また、取組を効果的に実施、進捗管理するため、以下のとおり前プランの構成を変更して、取組を実施します。

取組1 在校時間等の適切な把握と管理

① 出退勤システムの導入による在校時間の適切な把握（継続）

（取組内容）

・ 在校時間の適切な把握のため、出退勤管理システムを導入・運用する。

（今後の方向性）

・ 勤務状況の確認を促し、長時間勤務の抑制につなげる。

② 教員の一斉休暇日の設置（継続）

（取組内容）

・ 長期休業中における学校閉庁日を設定し、休暇が取りやすい環境の整備を行う。

（今後の方向性）

・ 引き続き、取組を推進していく。

③ ストレスチェックの充実（継続）

（取組内容）

・ ストレスチェックや産業医面談、カウンセリングの有効活用により、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ。
・ 安全衛生委員会等の機会を活用し、メンタルヘルス対策の推進を行う。

（今後の方向性）

・ 引き続き、取組を推進していく。

取組2 教員の意識改革の推進

① 長時間勤務に対する意識改革（強化）

（取組内容）

・ 在校時間の確認を定期的に行い、個々の教員が在校時間を意識した働き方に留意していくとともに、意識を変える契機として、定時退勤日、退勤目標時間の設定等を行うなどにより、長時間勤務に対する意識改革を促す。

(今後の方向性)

- ・ 在校時間等の確認を促進し、長時間勤務に対する意識改革をさらに促す。
- ・ 意識改革には、見える化が重要であるため、視覚的に意識に訴える取組を行っていく。

② 組織的な環境整備（継続）

(取組内容)

- ・ 教育管理職の職務上の目標項目として、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を設定し、組織的対応を実施する。

(今後の方向性)

- ・ 引き続き、取組を推進していく。

取組3 教員業務の見直しと業務改善の推進

① 服務管理システムの導入検討（強化）

(取組内容)

- ・ 現在、紙の様式で行われている休暇等の処理について、システム処理による効率化を検討する。

(今後の方向性)

- ・ 更新を迎える校務支援システムの改修に向けて休暇簿の電子化等のシステム導入の検討を行っていく。

② ICT機器環境整備及び有効活用（強化）

(取組内容)

- ・ 校務用パソコン等の機器の配備並びに校務支援システム及びクラウドサービスを整備する。
- ・ 教員が活用しやすいICT機器（電子黒板、実物投影機等）を教室に導入する。

(今後の方向性)

- ・ 校務支援システムについて、現行のシステムをより効率的に活用できるようカスタマイズを実施するとともに、更新時には新しいシステムの導入も含めて検討を行っていく。また、引き続き、クラウドサービスを整備し、教員間の情報共有等について活用を図る。
- ・ 引き続き、教室にICT機器を導入するとともに、モニター型電子黒板などより活用しやすい機器への更新をし、子どもたちにとって、分かりやすい授業を目指す。

③ 学校事務の共同実施（継続）

（取組内容）

- ・ 共同事務室を設置して、学校事務を集中処理することにより、事務の正確性や効率性を向上させるとともに、事務職員の育成と資質向上を図る。
- ・ また、教員、事務職員（会計年度任用職員含む）の職務分担の明確化、業務フローの作成、事務処理マニュアルの作成を行うとともに、財務会計システムの利用環境を整備する。

（今後の方向性）

- ・ これまで培ってきたノウハウを共有し、より効率的かつ効果的な事務処理を進めていく。
- ・ 既存の事務処理マニュアルの改善を行うとともに、共同事務室及び学校における財務会計システムの利用について検討していく。

④ 学校事務の役割分担の見直し（強化）

（取組内容）

- ・ 学校事務について、事務の共同実施等を通じて、教員及び教員以外の役割分担の見直しを行う。

（今後の方向性）

- ・ 中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、学校徴収金に係る業務など、教員及び教員以外が担うべき業務の役割分担や適正化について検討していく。
- ・ 共同事務室を中心に、役割分担の見直しを行うための具体的な検討を行う。

⑤ 事務マニュアルの整備（継続）

（取組内容）

- ・ 教育委員会・学校において、必要な業務を誰もが円滑に処理できるよう、事務処理や管理に関するマニュアルの整備を行う。

（今後の方向性）

- ・ より具体的なマニュアルの作成等に取り組んでいく。
- ・ 事業自体の事務の見直しを行うとともに、より分かりやすい事務マニュアルの作成を行っていく。

⑥ 給食献立ソフトのリプレイス（継続）

（取組内容）

・手作業に頼っていた学校給食における食物アレルギー対応をシステム化し、正確かつ効率的な処理を行うことで、事故の未然防止と教員の負担軽減につなげる。

（今後の方向性）

・引き続き、同システムを活用しながら、必要に応じて、仕様の変更などに対応していく。

⑦ 給食費の法定代理納付制度の導入（継続）

（取組内容）

・生活保護世帯・就学援助世帯の給食費について、保護者を介さず直接校長口座に入金することで徴収業務の負担軽減を図る。

（今後の方向性）

・引き続き、同制度の運用を続け、給食費徴収業務の負担軽減を図る。

⑧ 教育課程届補助資料の効率化（継続）

（取組内容）

・教育課程届の補助資料を一覧にし、データ処理によって事務の効率化及び調査負担等の軽減を図る。

（今後の方向性）

・教育課程届補助資料の精査・一覧化を図り、電子データ提出により、事務の効率化及び教務主任等の業務負担等の軽減を図る。

⑨ 教材の提供（継続）

（取組内容）

・演習問題等を学校ICTフォルダ内に収納して、学校がいつでも教材を取り出して授業や補習等で活用できるよう整備を行う。

（今後の方向性）

・著作権等に配慮しながら引き続き有益なコンテンツを共有する。

⑩ 補助金業務の見直し（継続）

（取組内容）

・学校に交付する補助金について、補助金のあり方や交付方法を見直すことにより、事務軽減に努める。

（今後の方向性）

・補助金の支出項目等を見直すことで、申請及び精算事務を簡素化できるよう見直しを行う。

⑪ 施設貸出方法改善の検討（継続）

（取組内容）

・学校施設貸出の問合せ等による対応時間を短縮するため、施設貸出業務を見直し、負担を軽減する。

（今後の方向性）

・学校施設の利用予定の管理や各利用団体の利用日の調整等に係る業務負担を軽減するため、学校施設貸出に係る業務をシステム化することについて、他区市町村での実施状況の調査・研究等を行い、実施に向けて検討を進める。

⑫ ペーパーレス化（強化）

（取組内容）

・会議資料等の印刷物について、縮減または電子化による配布・管理に変更することにより、ペーパーレス化を図る。

（今後の方向性）

・引き続き、取組を推進し、さらなるペーパーレス化を検討する。
・学校業務の効率化、デジタル化の推進のため、FAX使用の縮減、削減について検討する。

⑬ 学校への調査等の縮減（継続）

（取組内容）

・教育委員会内部において調査等の縮減に向け、共有データの検討と目的や頻度、時期等の精査を行う。

（今後の方向性）

・引き続き、調査の縮減、回答及び申請事務の簡素化を行っていくとともに、各種データの共有を図る取組等を検討する。

⑭ 人材確保のあり方についての検討（継続）

（取組内容）

・学校の人材確保に関するニーズに迅速に対応するため、人材バンク等の活用や人材確保のあり方について検討する。

（今後の方向性）

・引き続き、区や都のホームページでの掲載に加え、都の制度などを活用し、人材確保に努めていく。

⑮ 組織的な対応の強化（主幹教諭・主任教諭のあり方）（継続）

（取組内容）

・効率的な学校運営のため、主幹教諭及び主任教諭の各階層の職・役割・経験年数に応じた組織マネジメントを強化する。

（今後の方向性）

・研修内容を精査し、教員のマネジメント力を高めていく。
・管理職による校内での職層研修を充実させ、各階層の職・役割が意識できるようにする。

⑯ 時間外における学校の対外的対応の見直し（継続）

（取組内容）

・時間外の問合せなど対外的対応方法について検討する。

（今後の方向性）

・引き続き、導入済みの時間外の留守番電話機能を活用し、時間外の対外的対応の時間を削減していくとともに、その他の対外的対応方法について検討していく。

⑰ 自動応答・欠席連絡システムの活用（継続）

（取組内容）

・自動応答・欠席連絡システムを導入し、保護者からの欠席連絡をシステムにより受け付ける。

（今後の方向性）

・引き続き、自動応答・欠席連絡システムを活用し、欠席連絡業務等の対応時間を軽減するとともに、システムのバージョンアップ等を事業者とともに検討し、教員及び保護者にとってより利用しやすい環境の構築を目指す。

⑱ 自動採点アプリの導入（新規）

（取組内容）

- ・中学校に自動採点アプリ及び高速複合機を導入する。

（今後の方向性）

- ・自動採点アプリ及び高速複合機を導入し、教員の採点業務に係る負担を軽減するとともに、より効果的に活用するため、マニュアルの展開等を図っていく。

⑲ 授業時数の見直し（新規）

（取組内容）

- ・毎年の教育課程編成において、過度な余剰を設定することなく、適正な計画となるよう授業時数の見直しを行う。適正な授業時数を確保する。

（今後の方向性）

- ・授業時数の見直しを行い、適正な授業時数とすることで、教員の教材研究や授業準備、児童・生徒への個別指導の時間を確保し、教員への負担軽減も図っていく。
- ・また、その結果、子どもたちにとって、分かりやすい授業となり、学力の向上につなげていく。

⑳ 教育活動及び学校行事の見直し（新規）

（取組内容）

- ・土曜授業・夏季水泳指導等の教育活動や入学式・卒業式・音楽会・運動会・周年式典等各種学校行事の教育的意義・目的を再確認し、準備や練習を含めた日数、人数、時間等の規模や内容について見直しを行う。

（今後の方向性）

- ・これまでの慣習や伝統にとらわれず、内容や回数を見直し、効率的で効果的な学校行事の実施を目指す。

㉑ 教科担任制の良さを生かした指導の促進（新規）

（取組内容）

- ・中学校で主流となっている教科担任制（教科ごとに専門の教員が指導する授業形態）について、小学校への導入を促進する。

（今後の方向性）

- ・小学校における教科担任制の導入を促進することで、教材研究の深化、授業準備の効率化による指導の専門性や質の向上、教員の負担軽減、児童の学力向上、複数の教員による多面的な児童の理解等を図っていく。

㉓ 電話録音機能の導入検討（新規）

（取組内容）

- ・電話の録音機能の導入について検討する。

（今後の方向性）

- ・保護者対応やクレーム対応等の際の電話対応について、必要な際に確認できるように録音機能の導入について検討していく。

取組4 教員を支える人員体制の確保

① スクール・サポート・スタッフの活用（継続）

（取組内容）

- ・スクール・サポート・スタッフを学校に配置することで、教員の負担軽減を図り、教員がより児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制の整備を目指す。

（今後の方向性）

- ・教員の勤務時間や心的負担の軽減のため、都の補助金の動向を注視しながら、今後も継続して配置していく。

② スクールソーシャルワーカーの効果的活用（継続）

（取組内容）

- ・スクールソーシャルワーカーの効果的活用により、児童・生徒を取り巻く複雑な課題に対応していく。

（今後の方向性）

- ・対応の解決や終結の定義を明確にし、見通しをもった支援を行う。

③ ICT支援員による巡回訪問（継続）

（取組内容）

- ・ICTの利活用、児童・生徒のタブレット端末の活用に関する支援を行う。

（今後の方向性）

- ・ICTを苦手とする教員に対し、ICT支援員等によるアプローチを行い、教員のICTスキルについて墨田区全体で底上げを図り、教員の負担の軽減を図っていく。
- ・GIGAスクール構想により配備された児童・生徒のタブレット端末の活用に関し、GIGAスクール支援員等による支援を実施し、教員の負担の軽減を図っていく。

④ 就学相談の充実（継続）

（取組内容）

・特別支援教室への入室または転学等に係る校内委員会等を円滑に進めるため、臨床心理士等による巡回相談及び検査を行う。

（今後の方向性）

・引き続き、必要に応じての検査や助言を行い、学校において、適切な支援についての検討を行えるように進めていく。

⑤ 健康診断の事務補助職員の配置（継続）

（取組内容）

・各学校の健康診断時に事務補助職員を配置する。

（今後の方向性）

・引き続き、事務補助職員を配置することで健康診断時における教員の負担軽減を図っていく。

⑥ 水泳指導員の配置（継続）

（取組内容）

・小学校単学級のうち、希望する学校に継続して配置する。

（今後の方向性）

・引き続き、水泳指導員を配置することで水泳授業における安全確保を図っていく。

⑦ 学校支援指導員の配置（継続）

（取組内容）

・学習指導、生活指導、特別支援等の補助を行う指導員を幼稚園及び小・中学校に配置する。

（今後の方向性）

・今後も、配慮が必要な幼児・児童・生徒への対応が見込まれるため、継続して幼稚園及び小・中学校に配置していく。

⑧ 副校長補佐の配置（強化）

（取組内容）

- ・副校長業務を補佐する事務職員を配置する。

（今後の方向性）

- ・今後も、副校長に集中する業務負担の軽減が必要となるため、都の補助金や制度の動向を注視しながら、継続して配置していく。

⑨ スクールカウンセラーの活用（継続）

（取組内容）

- ・区費のスクールカウンセラーを中学校全校、原則12学級以上の小学校に配置する。

（今後の方向性）

- ・引き続き、学校の教育相談体制の充実にに向けた配置を継続する。

⑩ すみだスクールサポートティーチャーの活用（継続）

（取組内容）

- ・学力向上における人的支援を行い、教員の負担軽減を図る。
- ・すみだスクールサポートティーチャー登録制度を活用し、学校が求める人材を情報提供することで、人材発掘に係る負担を軽減する。

（今後の方向性）

- ・すみだスクールサポートティーチャーを活用し、学力向上における人的支援を行う。

⑪ 学校支援ネットワーク事業（継続）

（取組内容）

- ・地域や企業等の学校支援ボランティアを活用した出前授業により、学校教育を支援する。

（今後の方向性）

- ・子どもたちの教育活動等の充実のため、地域と学校の連携・協働体制の構築を推進する。

⑫ 学校運営連絡協議会の運営促進（継続）

（取組内容）

・学校運営連絡協議会をプラットフォームとして、地域で学校を支援する体制を構築する。

（今後の方向性）

・現在の学校運営連絡協議会の在り方を継承しつつ、モデル校の運営等の在り方を検証し、順次、コミュニティ・スクール（※）への移行を進めていく。

※コミュニティスクールとは、学校運営協議会を設置している学校のこと、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るために有効な仕組みとされています。

⑬ 学校図書館の運営支援（継続）

（取組内容）

・小・中学校に学校司書を配置し、授業支援や学校図書館資料の選書・除籍等の図書管理、時節に応じた展示を行う等、学校図書館運営を支援する。
・読み聞かせやブックトーク、調べる学習の支援・相談、POPコンテスト・ビブリオバトル（※）のアドバイス等を行う。

※ビブリオバトルとは、参加者同士で本を紹介し合い、もっとも読みたいと思う本を投票で決める書評合戦のことです。

（今後の方向性）

・小学校での成果を維持・向上していくとともに、小学校での読書習慣を中学校につなげていけるよう学校図書館支援を行う。

⑭ 教員の働き方改革に対する保護者及び地域住民等への理解・協力の促進（継続）

（取組内容）

・区教育委員会と学校が様々な機会を捉えて周知・説明あるいは意見交換等を行い、教員の働き方改革の取組に対する保護者及び地域住民等への理解・協力の促進を図る。

（今後の方向性）

・周知の機会を適切に捉え、理解・協力を促進していく。

⑮ 保護者対応への支援（新規）

（取組内容）

・国の意識調査では、教員は保護者・PTAへの対応に負担を感じる割合が比較的高いとされているため、研修やスクールロイヤーの配置を含めた組織的な相談体制の構築等様々な支援を行う。

（今後の方向性）

・保護者・PTAへの対応におけるトラブルを未然に回避したり、過剰な要求等の事案に対しても、事前に法的知識や心構えを踏まえて対応できれば、教員の精神的な負担が軽減される。また、諸事案に迅速に対応し、早期に解決することで、結果的に教員の負担が軽減され、働き方改革につながるため、必要な支援について検討していく。

⑯ 支援職員の活用（新規）

（取組内容）

・教員の業務の負担を軽減するため、エデュケーション・アシスタント等の支援職員を配置する。

（今後の方向性）

・今後も、教員の業務の負担を軽減するため、都の補助金や制度の動向を注視しながら、継続して配置していく。

取組5 部活動の負担軽減

① 部活動ガイドライン策定（継続）

（取組内容）

・平成30年度に設定した部活動ガイドラインに基づき、適正な部活動の運用、部活休養日の設定を行う。

（今後の方向性）

・学校全体でノ一部活動の日を設定していく。
・地域クラブ活動と連携し、学校における休日の部活動を地域に移行していく。

② 外部指導員の充実（継続）

（取組内容）

・部活動における専門的指導に外部指導員を有効活用する。

（今後の方向性）

・希望する学校に対し引き続き予算を配当し、外部指導員を配置することで、部活動の質の向上と教員の負担軽減を図っていく。

③ 部活動の地域移行（継続）

（取組内容）

・部活動の支援を行う地域人材の確保について検討する。

（今後の方向性）

・指導者の紹介・派遣等において地域のスポーツ団体との連携体制を継続する。

④ 部活動指導員の配置検討（継続）

（取組内容）

・顧問教員の負担軽減に向け、部活動指導員の配置モデル実施を行い、拡充していく。

（今後の方向性）

・現在、2校に1名ずつ部活動指導員を配置している。地域部活動への移行の進捗に合わせて、部活動指導員の配置についても、順次、種目ごとに地域に役割を移行する。

VIII 取組の周知と検証

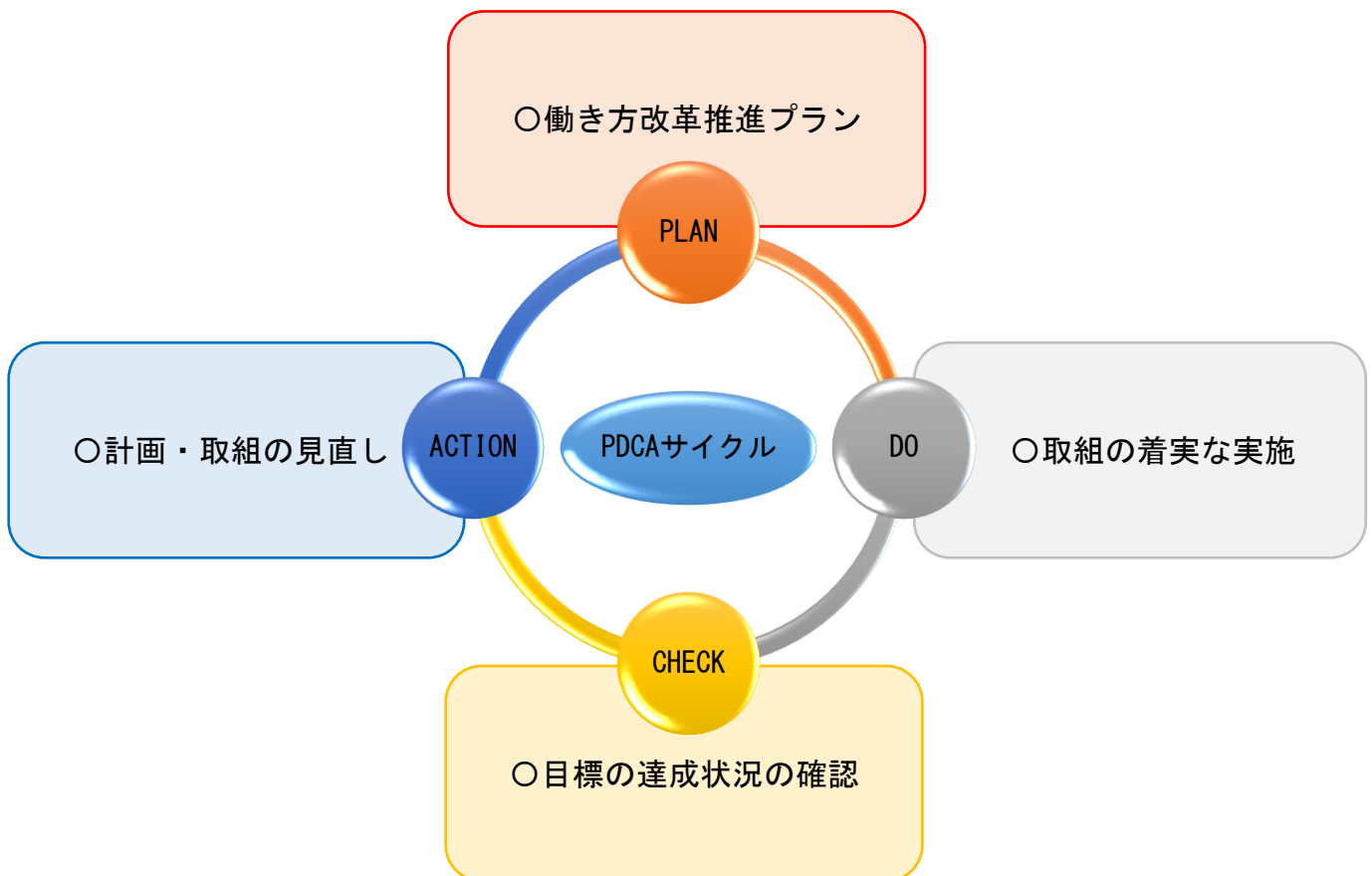
1 取組の周知

本プランにおける取組の成果については、区教育委員会において、その進捗状況を確認・検証の上、区ホームページ等で公表していきます。

また、積極的に情報発信していくことで、保護者や地域に理解を深めてもらい、教員や学校との信頼関係を築きながら、区立学校における働き方改革を推進していきます。

2 取組の検証と見直し

本プランにおける取組を、具体的かつ実効性のあるものにするために、進捗状況を定期的に確認・検証し、必要に応じて取組内容の見直しを図るなど、PDCAサイクルを効果的に運用していくとともに、教育環境の変化や国・都等の動向、社会情勢等を的確に捉えながらプランの見直しを実施していきます。



参考

◎ 検討の経過

区教育委員会では、令和5年6月に、学校関係者等で構成される「区立学校における働き方改革検討委員会」を設置し、区立学校における働き方改革推進プランの検討を行ってきました。

【区立学校における働き方改革検討委員会 委員名簿】

| | | |
|----------------------------|-----------------------|--------|
| 区 教 育 委 員 会 | 教育委員会事務局次長（委員長） | 宮本 知幸 |
| | 教育委員会事務局参事（庶務課長事務取扱） | 浮田 康宏 |
| | 学務課長 | 西村 克己 |
| | 指導室長 | 石坂 泰 |
| | すみだ教育研究所長 | 宮本 佳代子 |
| | 地域教育支援課長 | 大八木 努 |
| | ひきふね図書館長 | 有澤 恵美子 |
| | 教育委員会事務局副参事（学校改築計画担当） | 山崎 紀之 |
| 学 校 | 小学校長会代表（小梅小学校校長） | 増淵 裕美 |
| | 中学校長会代表（墨田中学校校長） | 杉浦 伸一 |
| | 小学校副校長会代表（緑小学校副校長） | 富永 央星 |
| | 中学校副校長会代表（豎川中学校副校長） | 遠藤 博則 |

【区立学校における働き方改革検討委員会幹事会 委員名簿】

| | | |
|----------------------------|--------------------------|-------|
| 区 教 育 委 員 会 | 教育委員会事務局参事（庶務課長事務取扱）（座長） | 浮田 康宏 |
| | 庶務課 庶務・教職員担当 主査 | 徳竹 桂吾 |
| | 庶務課 企画・法規担当 主査 | 中武 敦 |
| | 庶務課 教育情報担当 主査 | 高橋 直人 |
| | 学務課 事務担当 主査 | 蒲生 千世 |
| | 指導室 統括指導主事 | 田畑 達也 |
| | 指導室 事務係 係長 | 佐藤 智昭 |
| | 地域教育支援課 地域教育支援担当 主査 | 加瀬 亮子 |
| | すみだ教育研究所 統括指導主事 | 三宅 慶進 |
| | すみだ教育研究所 事務事業係 係長 | 宮崎 隆 |
| | ひきふね図書館 次長 | 長山 喜枝 |

【時期と内容】

| 時期 | 検討経過 | 主な検討内容 |
|--------|-------------|-----------------------|
| 令和5年 | | |
| 6月13日 | 第1回検討委員会 | 改定方針、スケジュール等について検討 |
| 7月14日 | 第1回検討委員会幹事会 | 改定方針、スケジュール等について検討 |
| 10月13日 | 第2回検討委員会幹事会 | 推進プラン骨子案の検討 |
| 10月19日 | 総合教育会議 | 区立学校における働き方改革について意見交換 |
| 11月14日 | 第2回検討委員会 | 推進プラン骨子案の検討 |
| 11月22日 | 教育委員会 | 推進プラン改定の進捗状況報告 |
| 12月15日 | 第3回検討委員会幹事会 | 推進プラン改定案の検討 |
| 令和6年 | | |
| 1月11日 | 第3回検討委員会 | 推進プラン改定案の検討 |
| 2月 8日 | 教育委員会 | 推進プラン（改定版）の決定 |

◎ 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン概要（文部科学省）

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン【概要】

○趣旨

限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定するもの。

○対象者

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる在校時間を対象とすることを基本とする（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする（休憩時間を除く）。

○上限の目安時間

① 1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内

② 1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、
1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内
（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、
かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで）

○実効性の担保

- ・教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定し、実施状況について把握し、必要な取組を実施。上限を超えた場合、事後的に検証。
- ・文部科学省は、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表。 等

○留意事項

- ・実施に当たっては、在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。
- ・上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことがあってはならない。
- ・中教審の答申において、本ガイドラインの実効性を高めるため、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図るべきと提言されており、文部科学省として更に検討。 等

◎ 学校における働き方改革推進プラン（東京都教育委員会）【抜粋】

プランの基本的な考え方

1 学校における働き方改革の目的

- 教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、**学校教育の質の維持向上を図る。**

2 本プランの位置付け

- 都立学校に対する都教育委員会としての実施計画
 - 区市町村教育委員会における実施計画の策定を支援
- 今後、都教育委員会は本プランにより、都立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定やその取組に対する支援等を、必要に応じて実施
- 目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に学校の働き方改革を推進

3 学校における働き方改革の目標

当面の目標

週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。

※ 上記でいう在校時間60時間とは、月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態を週当たりに換算したもの。

- 都内公立学校における当面の共通目標とし、今後この目標の達成に向けた総合的な対策を実施
- 本取組を通じ、週当たりの在校時間が60時間を超えている教員のみならず、全ての都内公立学校教員における長時間労働を改善

4 取組の方向性

● 以下の5点を柱とし、総合的な対策を実施

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

教員の在校時間を適切に把握する必要があることから、I C Tの活用やタイムレコーダー等により、在校時間を客観的に把握・集計するシステムを構築

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについて、役割分担の見直しやI C T化の推進などに取り組み、学校や教員の負担を軽減

(3) 学校を支える人員体制の確保

「チーム学校」としての体制を整備するため、学校事務職員の職務内容の明確化やスクールカウンセラー等の専門スタッフの充実を図るとともに、地域との協働活動等を通じた教育支援活動を充実

(4) 部活動の負担を軽減

部活動に係るガイドラインを作成し、活動時間の見直しや休養日の設定の在り方を示すとともに、「部活動指導員」や外部指導員の活用を促進

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

教員自身が個人や家族で過ごす時間及び自己研鑽^{さん}の機会を確保できるよう、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を推進

5 保護者・地域社会の理解促進及び国への働き掛け

- 働き方改革の意義や取組について、保護者や地域社会の理解を促進するための啓発活動を実施
- 教職員定数の改善・充実や業務改善の促進等に係る財政的支援、弾力的な勤務時間の仕組みなど制度面に関する見直しについて国に要望・提言

◎ 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】
（中央教育審議会）

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】
 ～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～
 （令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることが出来る素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・ 保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、**できることを直ちに行うという考え方**のもと、**緊急的に取り組むべき施策を取りまとめ**たものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

取組の具体策

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- (1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校の**それぞれの主体**ごとに、**具体的な対応策の好事例を横展開**
- (2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し
 - ・ 全ての学校で授業時数について点検し、特に、**標準授業時数を大幅に上回って**（年間1,086単位時間以上）**いる学校は、見直すことを前提に点検**を行い、指導體制に見合った計画に見直し
 - ・ **学校行事**について、**精選・重点化**、準備の**簡素化・省力化**
- (3) ICTの活用による校務効率化の推進
 - ・ 学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

- (1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働
 - ・ 学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化
 - ・ **保護者等からの過剰な苦情等**に対しては、教育委員会等の**行政による支援体制を構築**
- (2) 健康及び福祉の確保の徹底
 - ・ 令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた「**指針の実効性の向上**」
 - ・ メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出
- (3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり
 - ・ 在校等時間の把握方法等の改めでの周知・徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

- (1) 教職員定数の改善
 - ・ 教師の持ちコマ数の軽減等にも資する**小学校高学年の教科担任制の強化**などの教職員定数の改善
- (2) 支援スタッフの配置充実
 - ・ **教員業務支援員の全小・中学校への配置**をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実
- (3) 処遇改善
 - ・ 給特法等の法的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、**主任手当や管理職手当の額を速やかに改善**
- (4) 教師のなり手の確保
 - ・ 教師のなり手を新たに発掘するための**教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働**による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、**大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討**を推進



区立学校における働き方改革推進プラン

平成 31 年（2019 年）3 月策定

令和 6 年（2024 年）2 月改定

発行 墨田区教育委員会

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

編集 墨田区教育委員会事務局庶務課

電話 03-5608-1258（墨田区教育委員会事務局庶務課企画・法規担当）

<http://www.city.sumida.lg.jp>